

評価対象			
事務事業名	民生委員・児童委員活動推進	開始年度	昭和 21 年度
所属	保健福祉支援部保健福祉課福祉活動支援係		
所管課長	保健福祉支援部保健福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	① 地域福祉の総合的推進と新たなつながりの構築による支え合いの促進		

事業概要	
事業の目的	日頃から地域の中で常に住民の立場に立って相談に応じ、住民と行政のパイプ役となり、高齢者、児童やその親、障害のある人など援助を必要とする人が地域で自立した日常生活を営めるようにするため、民生委員・児童委員を支援します。
事業の対象	民生委員・児童委員
事業の概要	<p>民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱を受けた東京都の特別職の地方公務員であり、地域福祉の相談役、推進役です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談・支援（在宅福祉、介護保険、健康・保健医療、住居、家族関係、日常的な支援等）</li> <li>・地域実態の把握（ひとり暮らしの実態調査）</li> <li>・行事（児童館・いきいきプラザ等のおまつり）、事業（長寿を祝う集い等）、会議への参加（行政が開催する協議会等）</li> <li>・依頼された調査の処理（子ども関係の手当てに関する調査・意見書）</li> <li>・訪問、連絡通報（児童虐待、高齢者虐待、ひとり親家庭等の状況）</li> <li>・自主的子育て支援事業（たんぼぼクラブ）</li> <li>・事項別部会の研修活動（子育て支援部会、児童福祉部会、障がい福祉部会、生活福祉部会、高齢福祉部会、主任児童委員部会）</li> </ul> <p>などの区から依頼された事業や自主的な活動を行なっている、民生委員・児童委員及び民生委員・児童委員協議会の活動費を確保することにより、支援を行っています。</p>
根拠法令	民生委員法、民生委員法施行令、児童福祉法

事業の成果												
指標	指標1	たんぼぼクラブ <small>（ベビーマッサージ、フラワーアレンジメント （お料理教室）参加人数）</small>			指標2	事項別部会 <small>（開催回数）</small>			指標3	活動日数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	100	83	83.0%	平成27年度	54	55	101.9%	平成27年度	18,000	18,579	103.2%
	平成28年度	111	79	71.2%	平成28年度	54	47	87.0%	平成28年度	18,000	18,112	100.6%
平成29年度	60	—	—	平成29年度	50	—	—	平成29年度	18,000	—	—	
成果の概要  (指標の説明等)	<p>乳幼児から高齢者、障害者等への相談、支援、訪問、連絡調整など多岐に渡る活動で年々活動日数は増加傾向にあります。そのような中でも、積極的に活動を行い各部会では研修会等を実施し、分野別の活動への理解を深めています。</p> <p>たんぼぼクラブでは、子育て支援の自主事業（平成27年度までは料理教室、平成28年度からはフラワーアレンジメント教室）を行い、子育てに悩みを持つ母親の支えとなっています。平成28年度までは、ベビーマッサージも実施していましたが、子育て支援施設や区の事業等で実施され、参加者の減少が見受けられるため、平成29年度から廃止することになりました。</p> <p>また、高齢者の実態調査、寿商品券の配布、保健所での母親学級のお手伝い等への参加を通じ、区民とのコミュニケーションを図り、行政の手の届きにくい人への見守りや支援などの福祉活動に取り組んでいます。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	28,241	10,532	0	17,709	0	0	0	0	28,241	26,128	93%
平成28年度	27,022	9,145	0	17,877	0	0	0	0	27,022	24,802	92%
平成29年度	26,788	9,898	0	16,890	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	無報酬のボランティアであり、地域に根ざした活動をするためにも研修や自主的活動をし、区からの依頼に応えるためには、削減の余地はありません。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	高齢者にとどまらない孤立、いじめ、虐待等社会問題が複雑化する中、区民の立場で行政の手が届かないところまで、見守りや支援などの福祉活動を行なう民生委員・児童委員はますます求められています。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	高齢化や地域コミュニティが希薄化している現状にあつては、各区それぞれの取組をしており、活動費を支援することにより、地域福祉の担い手の確保に努力しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	民生委員・児童委員は、厚生労働大臣に委嘱される東京都の特別職の地方公務員であり、各自治体の人口や地域の実情を鑑みて定員数が定められています。地域福祉の担い手として多くの区の事業にも協力しており、地域住民の抱えている問題や実情を把握するためには、必要不可欠です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	民生委員・児童委員が抱えている負担感は、業務内容の多様化等に始まり、定員168名に対し現員数148名で欠員が20名と多く、候補者確保の困難さを解消し、活発な活動を行なうためにもPR活動など支援が必要です。避難行動要支援者対策の業務も考慮し、活動費の支援が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	行政の手の届かないところの福祉活動を担い続けてもらうためには、不可欠です。
② 効果性	5	地域における福祉の担い手として、見守りや支援など大きな役割を果たしています。
③ 効率性	5	民生委員・児童委員と同等な活動をする効率的な方法はありません。欠員地区については、近隣の民生委員・児童委員がサポートすることにより、地域において、必要な援助が行なわれています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
------	----------------------------------------------

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき活動し、地域の担い手として区政に大きく貢献しています。民生委員・児童委員活動については、保健福祉課が港区民児協の事務局、各総合支所が単位民児協の事務局として活動をサポートしています。民生委員・児童委員の役割の多様化に伴う活動への負担感を軽減し、活動内容を地域住民に理解してもらうためにも、重点的に啓発活動を実施することが必要です。また、よりよい活動に向けて、民児協事務局職員数の確保や充実、高齢者相談センター等関係各所との連携などサポート体制の強化が必要です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象			
事務事業名	港区保護司会活動支援	開始年度	昭和 28 年度
所属	保健福祉支援部保健福祉課福祉活動支援係		
所管課長	保健福祉支援部保健福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	① 地域福祉の総合的推進と新たなつながりの構築による支え合いの促進		

事業概要	
事業の目的	地域のボランティアである港区保護司会の活動に要する経費の一部の補助をすることにより、更生保護相談等の活動の充実を図り、犯罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りの援助を行うとともに、「社会を明るくする運動」を始めとする地域における青少年の健全育成や犯罪予防活動に資することを目的とします。
事業の対象	港区保護司会
事業の概要	<p>I 更生保護青少年相談                      更生保護と青少年育成に関する相談窓口の開設。                      ①日 時：月曜日～金曜日午後1時～午後4時                      場 所：港区更生保護青少年サポートルーム</p> <p>II 社会を明るくする運動の実施                      ①青少年健全育成大会 in 六本木                      ②みなと区民の集い                      ③駅頭広報活動                      ④小便小僧の着替え                      ④作文コンテスト                      ⑤地区別にイベント会場等での啓発活動</p>
根拠法令	保護司法、更生保護法、“社会を明るくする運動”港区推進委員会設置要綱、社会を明るくする運動推進委員会補助金交付要綱、港区更生保護青少年相談実施要綱

事業の成果												
指標	指標1	社会を明るくする運動 実施行事参加延人数			指標2	作文コンテスト応募総数			指標3	更生保護青少年相談実施回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	4,550	4,551	100.0%	平成27年度	800	1,165	145.6%	平成27年度	50	50	100.0%
	平成28年度	4,560	4,549	99.8%	平成28年度	900	1,136	126.2%	平成28年度	244	244	100.0%
	平成29年度	4,560	—	—	平成29年度	1,000	—	—	平成29年度	242	—	—
成果の概要 (指標の説明等)	<p>【指標1】例年各地区で実施している社会を明るくする運動の行事には多くの参加があり、全国的に行われている同運動の推進に貢献しています。</p> <p>【指標2】例年、区内の小中学校に依頼し、夏休みの宿題として取り組んでもらっています。昨年度は1,136名の応募がありました。</p> <p>【指標3】平成28年度のサポートルーム移転に伴って契約が変更となり、相談室の開設日は、原則月曜日から金曜日までとなりました。（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月28日から翌年1月4日までを除く。）実績は相談室の開設日ですが、利用者は少ない状況です。（相談件数 平成27年度：2件 平成28年度：0件）</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	2,342	2,342	0	0	0	0	422	0	2,764	2,519	91%
平成28年度	2,376	2,376	0	0	0	0	0	0	2,376	2,268	95%
平成29年度	2,289	2,289	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	保護司会は保護司法に基づき、法務大臣の委嘱を受け、更生保護の職務を遂行している保護司で組織され活動しており、社会を明るくする運動のほとんどが補助金で賄われています。区が社会を明るくする運動港区推進委員会の事務局であり、保護司活動を支援する必要があることから、経費削減は困難です。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	犯罪の低年齢化等の中、社会を明るくする運動等の活動をとおして、青少年の健全な育成を行っていくことが求められています。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	社会を明るくする運動は全国規模の運動であり、他の各自治体でも様々な活動を行っています。 また、保護司活動支援として、更生保護サポートセンター設置支援に取り組む自治体も増加しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	保護司会は保護司法に基づいて、地域の犯罪予防啓発活動や青少年の健全育成に取り組んでおり、安全安心な街づくりのための区政に大きく貢献しています。そのため保護司の役割は重要であり、今後も支援していく必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	更生保護青少年相談件数が減少傾向にあるため、事業の周知に加え、保護司活動を地域住民に広く理解してもらうことが必要です。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	保護司会は保護司法に基づいて活動しており、安全安心な街づくりのための各種活動に積極的に取り組み、区政に貢献しているため、今後も支援する必要があります。
② 効果性	5	多くのイベントを実施し、啓発活動を行っています。特に、作文コンテストでは、多くの学校が参加し、1,000以上の応募がありました。毎年港区の児童・生徒が優秀な成績を修めており、地域における犯罪予防の啓発や青少年の健全育成に大きな役割を果たしています。
③ 効率性	4	社会を明るくする運動の行事には例年多くの参加があり、全国規模で行われている同運動の推進に貢献しているため、当該事業の効率性は高いと思われます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
------	----------------------------------------------

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	保護司会は保護司法に基づき活動し、地域の犯罪予防啓発活動や青少年の健全育成に積極的に取り組み、安全安心な街づくりのための区政に大きく貢献しています。社会を明るくする運動をとおして、更生保護青少年相談などの保護司活動を広く地域住民に理解してもらうためにも、引き続き活動の支援が必要です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

N o	170	平成29年度 港区事務事業評価シート		
評価対象				
事務事業名	港区アクティブシニア就業支援センター運営助成	開始年度	平成	20 年度
所属	保健福祉支援部保健福祉課福祉活動支援係			
所管課長	保健福祉支援部保健福祉課長			
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する			
政策名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する			
施策名	② 心豊かに充実した生活の支援			

事業概要	
事業の目的	地域の高齢者の就業機会を創出し、就業の促進を図ります。
事業の対象	概ね55歳以上の就職等を希望する者。
事業の概要	<p>公益社団法人が運営するおおむね55歳以上の人を対象とした就業支援窓口（無料職業紹介所）「アクティブシニア就業支援センター」の運営費を補助します。 本事業の実施に当たっては、東京都の高齢者就業支援施策「東京都はつつ高齢者就業機会創出支援事業」補助金を活用します。</p> <p>公益社団法人が運営する「港区アクティブシニア就業支援センター」（以下「センター」という。）が開拓した求人情報、（財）東京都しごとセンターからの就業情報、及び他の区市のセンター等の関係機関との就業情報に関する相互交換等により、次に掲げる事業を実施。</p> <p>(1) 高齢者に対する無料職業紹介事業 (2) 高齢者に対する就業促進事業（再就職支援セミナー・就職面接会等） (3) 高齢者に対する創業、ボランティア、NPO等の地域における多様な働き方に対する支援事業</p>
根拠法令	<p>港区アクティブシニア就業支援センター事業補助金交付要綱（20港保高第849号平成20年7月25日） 東京都はつつ高齢者就業機会創出支援事業補助金交付要綱（13産労就第1000号平成14年4月1日）</p>

事業の成果												
指標	指標1	就職者数			指標2	求人開拓件数			指標3	求人開拓人数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	300	265	88.3%	平成27年度	1,300	1,570	120.8%	平成27年度	2,500	3,297	131.9%
	平成28年度	280	233	83.2%	平成28年度	1,600	1,946	121.6%	平成28年度	3,000	4,649	155.0%
	平成29年度	280	—	—	平成29年度	1,600	—	—	平成29年度	3,300	—	—
成果の概要 (指標の説明等)	<p>【指標1】平成21年から26年度にかけては、300人前後で推移しており、安定した就職者を輩出しておりました。景気の上昇傾向を受け、高齢者の就職状況が改善したことにより、当センターの就職者数が減少したと思われま。</p> <p>【指標2】東京オリンピックの開催決定等を背景にした景気の上昇傾向を受け、高齢者の求人開拓件数が増加しました。今後も、求人開拓につながる取組みを支援していきます。</p> <p>【指標3】景気が回復傾向にあることや有効求人倍率の上昇等の社会背景、ポスティング等による事業PRの効果により、求人事業所が増加し、求人開拓人数が増加しました。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	23,170	12,070	0	11,100	0	0	0	0	23,170	20,837	90%
平成28年度	24,626	13,526	0	11,100	0	0	0	0	24,626	24,085	98%
平成29年度	25,375	14,275	0	11,100	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	補助対象経費の7割が人件費で、事務所（開設場所）は区立の施設を使用しているため、その他経費は残り3割です。 東京都はつつ高年齢者就業機会創出支援事業の補助金の確保に今後とも努めます。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	港区民世論調査(平成25年実施)では、重点的に取り組むべき施策の第4位に「高齢者の生活支援」があがっています。雇用を取り巻く社会状況は、日本経済の回復や高齢者雇用安定法による影響等で、働く場所を求める高齢者等の状況に変化が生じてはいますが、引き続き高齢者への支援が必要な状況は続いています。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	東京都の事業開始が平成14年度で、現在23区では7区（東京都では、12区市）において、同事業が実施されています。その運営主体の内訳は、社会福祉協議会7、産業振興公社1、公益財団法人2、NPO法人1、港区では公益社団法人（長寿社会文化協会）が運営しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	ハローワーク（国）が十分に対応できない部分を、基礎自治体である区が重点的に丁寧に対応する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	①周知・広報一区の広報やホームページ、ポスティングによる広報活動で周知に努めているが、事業所へのPRについては、今後重点的に取り組まなければなりません。 ②求人開拓一就職者に占める自所開拓分の割合が多くを占めており、この点が利用者から評価されています。今後さらに求人開拓を充実させることが求められます。 ③就業場所一住まいの近隣での就業を希望する求職者が多いので、区内での就業場所を増やす必要があります。 ④求人の変化への柔軟な対応一今後の社会情勢の変化に伴う求人状況の変化に応じて対応を考える必要があります。 ⑤求職者は増加しているにもかかわらず、就職者は減少しています。今後は更に求人数を増やし、求職者のニーズに合う求人を多く集めていくことが必要です。それを広く公開することで、それに見合った求職者を集客することが可能になると考えます。 ⑥港区に設置しているセンターとして、特に区民や区内事業者にとって効果的な事業となるよう、各種活動に取り組んでいく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	雇用を取り巻く状況は景気の上昇傾向により改善されていると思われるが、働く意欲のある高齢者には、引き続き就業機会の創出が必要です。
② 効果性	5	安定した就職者数の実績があり、実施自治体でも上位の実績を挙げています。
③ 効率性	4	事業の実施手段は、妥当かつ効果的です。今後は、事業についてより広く認知してもらうために、ケーブルテレビなどでの周知も有効と考えられます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 継続	<input type="radio"/> 改善	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 統合
------	--------------------------	-------------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。  
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。  
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。  
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。  
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	「無料職業紹介事業」等、雇用を支援する事務について、効果的な成果を出していくにはノウハウの蓄積が今後も必要です。今後の社会情勢を鑑み、求人数等の変化に応じた対応を講じていきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載	
※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載	
※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 171

## 平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象		
事務事業名	老人クラブ助成	開始年度 昭和 55 年度
所属	保健福祉支援部保健福祉課福祉活動支援係	
所管課長	保健福祉支援部保健福祉課長	
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する	
政策名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する	
施策名	② 心豊かに充実した生活の支援	

事業概要	
事業の目的	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第13条第2項の規定に基づき、区内の老人クラブの行う活動を助成し、高齢期の生活を豊かなものとするとともに、いきいきとした高齢社会の実現に資することを目的とします。
事業の対象	老人クラブ連合会
事業の概要	老人クラブ連合会が活動を実施するための経費の一部を助成します。 【補助対象】 (1)連合会の運営事務費 (2)連合会が主催する行事に必要とする経費 (3)各単位老人クラブで組織された地域別ブロックに対する助成費 (4)その他、交付対象として区長が必要と認めた経費
根拠法令	老人福祉法 I 港区老人クラブ活動助成要綱(昭和55年54港厚福第1081号) II 港区老人クラブ連合会補助金交付要綱(昭和55年54港厚福第214号)

事業の成果												
指標	指標1	区老連事業活動参加者数			指標2	老人クラブ加入資格者数 (60歳以上の区民数)			指標3	老人クラブ加入者数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	1,650	1,770	107.3%	平成27年度	52,967	53,340	100.7%	平成27年度	2,726	2,651	97.2%
平成28年度	1,650	1,885	114.2%	平成28年度	53,340	53,871	101.0%	平成28年度	2,651	2,618	98.8%	
平成29年度	1,650	—	—	平成29年度	53,871	—	—	平成29年度	2,618	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>【指標1】平成28年度からポッチャ（座ってもできるボール競技）の講習会、大会を実施しており、多くの参加があったため、前年度と比べ参加者が増加しました。</p> <p>【指標2】高齢社会に伴い、老人クラブ加入資格のある区民は増加しています。「当初予定」には当該年度4月1日時点の人口を、「実績」には、翌年度の4月1日時点の人口を入力しています。</p> <p>【指標3】「当初予定」には前年度3月31日時点の加入者数を、「実績」には当該年度3月31日時点の加入者数を入力しています。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	5,489	3,337	0	2,152	0	0	0	0	5,489	5,489	100%
平成28年度	5,487	3,403	0	2,084	0	0	890	0	6,377	6,219	98%
平成29年度	7,457	5,426	0	2,031	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	すでに、連合会事務局の運営事務費等は、必要最低減に削減されており、これ以上の削減は難しい状況です。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	今後も区内の高齢者人口は増加が見込まれており、老人クラブの活性化と加入対象者増加の支援をすることが、高齢者の生活を豊かにするため、老人クラブ（活動）への支援ニーズは増えています。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	取組状況は様々ですが、各区で老人クラブに対する支援を実施しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	老人福祉法で定められているため、支援する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	高齢者の生活を豊かにするための一定の効果が認められる老人クラブですが、高齢者の人口が増加している中、老人クラブの加入者は減少傾向にあります。老人クラブの結成、解散については、老人福祉法に基づいて、他の老人クラブの区域と重複することはできない等の制限が設けられています。そのため、各人のニーズにあった老人クラブが居住地にないなどの問題により、加入できないといったことも加入者減少の要因のひとつとして考えられます。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	老人クラブ数、会員数の増加を目指すために、加入促進につながる新たなイベントの提案等を行います。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	高齢者の人口が増加している中、高齢者のいきがいづくりや社会参加、健康づくりを推進し、福祉の増進を図るために今後も支援を継続する必要があります。
② 効果性	4	高齢者の人口は平成29年5月時点で約54,000人であり、加入率を考慮すると高い効果をあげているとは言いがたい状況です。しかし、高齢者のいきがいや社会参加の推進につながり、福祉の増進に貢献していることが認められます。
③ 効率性	4	老人クラブの活動支援は各総合支所協働推進課が行い、保健福祉課は老人クラブ連合会事業の支援や補助金の交付等を行っており、効率的な運営が行われています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 廃止      ○ 統合
------	----------------------------------------------

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	<p>高齢者のいきがいや社会参加、健康づくりを推進し、福祉の増進を図るために今後も継続する必要があります。老人クラブ数、会員数の増加を目指すためには、老人クラブの育成が重要です。老人クラブ連合会のクラブを超えた事業の開催は、会員相互の親睦を図ることもでき効果的です。そのため、今後も老人クラブ連合会の果たす役割は大きく、支援は重要です。</p> <p>港区老人クラブ連合会に新規会員の加入に繋がる新たなイベント等の実施を提案し、平成28年度からポッチャ（座ってもできるボール競技）の講習会、大会を実施しています。多くの人が参加できるイベントを通して、更なる健康づくり、会員増加に取り組んでいけるよう支援します。</p>
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載	
※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載	
※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	



No 172

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	公衆浴場助成	開始年度	昭和 50 年度
所 属	保健福祉支援部保健福祉課福祉活動支援係		
所 管 課 長	保健福祉支援部保健福祉課長		
基 本 政 策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政 策 名	(25) 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう努める		
施 策 名	⑧ 快適で安心できる生活環境の確保		

事業概要	
事業の目的	高齢者等の入浴機会の充実及び区民相互の交流促進を図るため、改修・改築に要する経費や営業経費等の一部助成、各種事業に対する補助を実施し、公衆浴場を確保します。
事業の対象	港区内各公衆浴場・東京都公衆浴場業生活衛生同業組合港支部
事業の概要	<p>営業経費補助金：営業に要する経費で継続性を有する費用の一部を補助</p> <p>確保事業補助金：設備改修に必要な費用の一部を補助</p> <p>事業費補助金：各種事業に要する費用の一部を補助(区民・高齢者・児童無料開放、年始営業、健康入浴)</p> <p>融資利子補助金：改修、整備及び多角経営の資金貸付に伴う利子を補助</p>
根拠法令	港区公衆浴場融資利子補助規則、港区公衆浴場確保事業補助金交付要綱、港区公衆浴場事業費補助金交付要綱、港区公衆浴場営業経費補助金交付要綱、港区健康増進型公衆浴場改築等支援補助要綱

事業の成果												
指 標	指標 1	区内浴場数			指標 2	1 浴場 1 日あたりの平均入浴人員			指標 3	区民無料開放デー利用者数(年 4 回)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成 27 年度	6	6	100.0%	平成 27 年度	265	255	96.2%	平成 27 年度	6,783	5,997	88.4%
	平成 28 年度	6	5	83.3%	平成 28 年度	255	296	116.1%	平成 28 年度	5,652	5,131	90.8%
平成 29 年度	5	—	—	平成 29 年度	296	—	—	平成 29 年度	5,652	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>1 浴場が平成28年5月に廃業したため、1 浴場 1 日あたりの平均入浴人員が16.1%増加しましたが、地域延べ利用者数は2.1%減少しました。</p> <p>健康入浴推進事業や無料開放事業等を通じ、区内公衆浴場の利用者の確保を図っています。</p> <p>※指標 3 当初予定人数計算式  <math>130,000 \text{ (無料開放デー 1 浴場あたりの補助金額)} \div 460 \text{ (大人料金)} \times 5 \text{ (区内浴場数)} \times 4 \text{ (回数)}</math></p> <p>なお、区民無料開放デー利用者数について、1 浴場減少したため当初予定値を変更しました。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成 27 年度	28,004	26,504	0	1,500	0	0	0	0	28,004	27,513	98%
平成 28 年度	27,526	26,026	0	1,500	0	0	0	0	27,526	22,152	80%
平成 29 年度	23,092	21,892	0	1,200	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	1 浴場減少したことや設備改修に係る補助金の申請がなかったため、執行率が低くなりました。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	東京都からの補助金を利用することで、区の負担軽減に努めています。また、広報紙やホームページの活用により、チラシ・ポスター作成の経費の削減に努めています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	高齢者をはじめとする区民からの公衆浴場確保の要望があります。1浴場が廃業し、区内で5浴場になり、廃業した浴場の周辺の浴場利用者が増加したことで、さらに確保の要望は強まっています。平成27年度に続き、平成28年度の地域延べ利用者数は減少しましたが、平成21年度から増加傾向にあります。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	23区内においては、公衆浴場運営費助成、公衆浴場設備整備・改修等補助、高齢者入浴事業等、多くの自治体で浴場助成事業を行っています。
区関与の必要性（実施する必要性）	区民の衛生水準の維持及び区民相互の交流促進の場所の確保のため、今後も区が支援していく必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	自家風呂を持たない区民の入浴場所の確保、一人での入浴に不安を感じたり風呂の清掃や準備を負担に感じる高齢者が多く、公衆浴場を確保する必要があります。公衆浴場の存続に区の補助が大きく係っていますが、営業の継続についての最終的な判断は各浴場の経営者の意思にかかっており、長期的継続が保証されるものではない点については課題です。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	今後も東京都公衆浴場業生活衛生同業組合港支部と意見交換し、公衆浴場確保に向けた支援策を検討します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	自家風呂保有率は平成20年度に98.9%となり、極めて高い数値ですが、一人での入浴に不安を感じる場合や清掃・準備の負担から高齢者をはじめとする区民からの公衆浴場確保の要望は依然として高く、公衆浴場の確保を図る上で、本事業の必要性は非常に高いです。
② 効果性	4	平成27年度に続き、平成28年度の地域延べ利用者数は減少しましたが、平成21年度から増加傾向にあります。公衆浴場確保に係る当事業の効果性は非常に高いです。
③ 効率性	5	公衆浴場確保において、各種事業への補助により公衆浴場の活性化を図る当該事業の効率性は高いと思われます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充	<input checked="" type="radio"/> 継続	○ 改善	○ 廃止	○ 統合
------	------	-------------------------------------	------	------	------

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）	高齢者を中心に区民の公衆浴場確保の要望は依然として高く、経営支援や設備資金の助成の必要性は高いです。また、地域コミュニティの形成に寄与する上では、公衆浴場に対する経営支援や設備資金の助成、無料入浴推進事業や無料開放事業をはじめとするイベントの実施は効果的です。事業を継続することで公衆浴場を支援し、区民の交流促進を図っていきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載	
※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載	
※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	